

氏名	宮内紀子
学位の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	甲法第17号(文部科学省への報告番号甲第478号)
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位授与年月日	2013年3月16日
学位論文題目	<b>第二次大戦後イギリスにおける国籍概念の構造転換 —国籍法制と出入国管理法制の相互作用の分析から—</b>
論文審査委員	(主査) 教授 長岡 徹 (副査) 教授 柳井 健一 愛敬 浩二(名古屋大学大学院教授)

## 論文内容の要旨

### (1) 本論文のテーマと分析視角

日本の憲法学では、とりわけ定住外国人に対する参政権の保障の是非をめぐる憲法訴訟が社会的のみならず理論的にも注目されたことを契機に、国民ないし国籍概念(以下、単に国籍概念)をめぐる検討について重大な関心が寄せられてきた。従来の通説的理解および判例に拠れば、憲法が想定する国民については、憲法第10条「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」との規定を受けて、国籍法がその範囲を画定しているとされ、外国人の権利保障の有無ないし程度についての理論枠組である、いわゆる人権享有主体性論においては、この日本国籍の有無により「国民」であるか「外国人」であるかが二分論的に決定され、憲法が保障する権利は、第一次的に前者をその対象としており、後者については人権保障が及ぶことを前提としつつ、個別の権利保障の是非および程度については各権利の性質に照らしてその内容を決定するという権利性質説が展開されてきた。

だが、以上のような思考枠組は、憲法が想定する「日本国民」についていかなる解釈をとるべきかという憲法学的意義を自覚的に踏まえたものとは言い難い面もあり、国籍法制ないし制度のレベルで、憲法学的観点を踏まえた理論的ないし実証的研究の必要性を主張する見解も説かれてきた。本論文は、このような議論動向を前提としながら、とりわけ第二次世界大戦後のイギリスの国籍法制および当該制度のもとでの国民概念の形成と変容について、実証的な考察を行うことを通じて、わが国憲法学における国籍概念への再検討に向けて、示唆をえようとするものである。

### (2) 本論文の構成と内容

第1章では1948年イギリス国籍法(British Nationality Act 1948)の制定に至る歴史的経緯および同法の内容と、それに関連して制定されることとなった出入国管理(移民)法制、すなわち1962年コモンウェルス移民法(Commonwealth Immigration Act 1962)、1968年コモンウェルス移民法(Commonwealth Immigration Act 1968)および1971年移民法(Immigration Act 1971)についての検討および分析が行われる。本章では、まず同国における国籍法制が、イギリス本国だけではなく、ドミニオンや植民地の市民をもその対象として含むものであり、その意味で主権国家あるいは国民国家という枠組を超えた、「帝国」的構造を有していたこと、そして国籍概念についての法制度上の実体的な定義が存在していなかったことにより、同

概念が極めて曖昧なものであったことを明らかにする。この点は、具体的に換言すれば、いかなる内実もしくは規範的国民像をも制度上明らかにしないままに、イギリス本国のみならず、ドミニオンや植民地の地位から順次独立していくコモンウェルス構成国の国民ないし市民が地球規模で、イギリス国籍を付与されたということを意味している。そして、第二次世界大戦後、各植民地の独立がすすむなかで、国籍法制上、イギリス国籍を有するが故にイギリス本国に入国し、在留する権利を有する者が地球規模で広範に存在し、実際に単純労働力や植民地独立に伴う社会的地位の脆弱化あるいはそれに続く家族呼び寄せ等の結果として、大量の移民としてイギリス本国に押し寄せるといった状況が惹起した。イギリスは、このような状況に対して、上記各移民法の制定により、イギリス国籍保有者のうちから、出入国管理法上、入国および在留する権利を有する者を順次画定していくことによって、その到来を阻止するという法的な対応を行うという政策をとった。この結果、国籍法上は国民ないし市民でありながら、出入国管理法上本国への入国および在留が制限されるという状況が生ずることとなった。このような状況は、本論文に拠れば、国籍法制と出入国管理法との相互関係により、イギリス国籍概念が事実上形成されたものと評価されている。つまり、イギリスにおける国籍概念については、形式的かつ広範な広義のイギリス国民と、出入国管理法上、イギリス本国との一定の実体的なつながりに基づいて入国および在留することを認められた実質的かつ限定的に存在するイギリス国民との二極的分立のもとで、各個人の個別的状況や具体的な属性に応じて法的処遇が異なるという様々な「国民」が存在するという多様化した状況が出来たということになる。

第2章では1981年イギリス国籍法（British Nationality Act 1981）制定の経緯および同法の内容と意義についての分析が、同法をめぐる訴訟等をも踏まえつつ行われる。同法は、既述のような形で錯綜した国籍法制および出入国管理法を、国籍法制を「現代化」することでの解決を目指したものと評価される。具体的には、従来とられてきた出生地主義に換えて血統主義を採用し、同籍取得者の範囲について限定の方向性を打ち出したこと、さらに従前の出入国管理法上、イギリス本国との実質的關係を有することを根拠に入国および在留の権利を認められた者（パトリアル）を中心として、「イギリス市民」（British Citizens）という法的地位を確立することが本法の中心的な目的であり、このように主権国家ないし国民国家的な方向性を目指したことが、同法の特徴であるとされる。本論文は、この点を1981年国籍法が、同国の国籍法制の展開過程の中で「現代化」の役割を果たしたものと評価を下している。他方で、同法は一定の範囲で帝国としての歴史という国家のあり方についても配慮をした結果として、イギリス市民という法的地位の保持者以外を、一律に外国人とすることをしなかった。この点は、従前の1948年国籍法と同様であり、個人の国家との法的関係性を表象する地位の多様性は同法においても残存している。著者は、この点をもって国籍法制における帝國的構造の維持という側面が継続している点についても注意を促している。また、同法においても、形式的にはイギリスという国家の正式の構成員はイギリス市民であるとの制度上の理解が明確に打ち出されたにも拘らず、その実態のないし規範的な内容は依然として曖昧なまま、課題として残されているとの評価が下されている。

第3章では1981年国籍法制定以後の国籍関連法、すなわち香港返還に伴って制定された国籍関係諸法およびフォークランド関係国籍法（British Nationality (Falkland Islands) Act 1983）についての立法の経緯とその運用実態、そして2002年イギリス海外諸領法（British Overseas Territories Act 2002）と2002年国籍、移民および庇護民法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）の分析が行われる。本章での分析に拠れば、香港返還に関わる動向がいわば脱植民地とでもいうべき方向性を打ち出した一方で、フォークランド紛争に伴う国籍法制の展開はそれとは反対の帝国主義的色彩を帯びたものであるとされる。加えて、イギリスに未だ植民地として残存する領域は、イギリス属領（British Dependent Territories）という「時代錯誤」なものから、イギリス海外領土（British Overseas Territories）と名称が変更され、当該領域に居住する人びとをイギリス市民とするなど、対等なパートナーシップを目指す（ように見える）制度変更が行われてい

ることが紹介されている。国籍法制というフィルターを通して考察することで、イギリスという国家のありようが、帝国としての歴史的遺産とその清算という相反する複雑な様相をみせることが指摘されている点が、本章の特徴であるといえる。

第4章ではEUという文脈における「イギリス国民」の定義のあり方についての分析が行われる。それというのも、ヨーロッパ連合においては、EU市民としての地位が構成各国の国籍ないし市民権法を通じて定義されることになるため、これまで検討してきた曖昧かつ多層的なイギリス国籍法制は、EU市民の定義という用途のためには全く不適切であり、ヨーロッパとの関係で独自に「イギリス国民」を定義する必要に迫られるからである。この点、イギリスは固有の立法によることなくイギリス国籍法上の地位を有する者のうち、「イギリスに居住権を有し、イギリスの移民規制の対象とされていない者」をイギリス国民であるとの声明書を発している。このような同じく国籍法上の地位を保有しながら、出入国管理法制上の地位を根拠とする別異取り扱い、イギリスの国内裁判所のみならずヨーロッパレベルの各機関においても様々な形で問題とされてきたが、マーストリヒト条約附則の「構成国の国籍に関する宣言」においてその決定について広い裁量が認められていることもあり、不利益取り扱いを被った者の主張が認められることは難しいといった実態が判決に基づいて紹介されている。このように、本章では、少なくともEUという局面に関する限り、明確なイギリス国籍概念が確立されていることが明らかにされる。

結論では、以上のような詳細な歴史のおよび実証的研究を踏まえた上で、憲法理論的観点からの検討が行われる。イギリスでは、19世紀から20世紀後半において、とりわけ第二次世界大戦後の時期においては明確な政策的意図の下で、国籍法制はイギリス本国がコモンウェルス構成国や旧植民地との関係を維持するための象徴として、「帝国」的な特徴を色濃く刻印されていた。そのため、帝国としての歴史にかかわりを有する者を外国人とすることができず、出入国管理法制との相互関係により事実上の国民、すなわちイギリス本国に入国し、居住する権利を有する者が形成されることとなった。そして、イギリスの国籍法上の地位には、イギリス本国との密接な法的関係に基づく実質的な国民としての地位を有する者から、帝国としての歴史的つながりに端を発する軽微な関係を表象するに過ぎない地位を有するに過ぎない者までが多層的に存在し、結果として、イギリス国籍法上の地位を有する各個人についても多様性が生じた。第二次世界大戦後のイギリス出入国管理法制は、このような複雑かつ曖昧な国籍法上の地位を前提としつつ、実体的にイギリスに帰属する者を画定するという機能を果たしていた。他方、EUにおける明確な国民概念は、ヨーロッパ市民の範囲の画定という目的を有するものであったため、複雑性や曖昧さといった要素を捨象し、実際にはイギリス本国市民およびジブラルタル人にこれを限定するという明確なものとされた。

著者によれば、イギリスの国籍法制を分析するかぎり、国籍概念についての実体的および法制度上の一元的な定義がなく、明確な国民概念が措定されずとも、国家は存在し、十分に機能しているという結論に至るのである。個別の権利や自由の享有主体性は、各領域において各々設定されるからである。この点は、日本国民という法的地位が国籍の有無によって一元的に画定される日本の憲法状況とは対照的であり、国籍を基準とした国民と外国人との区別という極端かつ単純な二項対立的理解については再考の余地が大いにある。他方で、国籍の有無を基準とした国民と外国人の区別という図式にとらわれない場合に、いかなる指標に基づいて人権の享有主体性を論じるかという憲法理論上の検討については、今後の研究課題として提示されている。

以上が、本論文の主要内容と結論である。

## 論文審査結果の要旨

### (1) 審査経過

本学位申請論文については、本学大学院法学研究科の規定に基づいて、2013年1月21日（月）に、学内に広く公示した公開の研究会において3名の審査委員による口頭試問が行われた。この口頭試問においては、申請者本人から改めて本論文の内容についての研究内容を聞いたうえで、引き続き審査委員による質疑があった。

まず、論文に基づいて、第二次世界大戦後におけるイギリス国籍法制および出入国管理法制の展開過程に関わる事実関係についての議論が行われた。とりわけ、国籍法上の地位を有する者に対する出入国管理法制による在留管理という、イギリス特有の法制度についての枠組のあり方や国籍と市民権という両概念についての異同等の問題についての質疑をめぐる議論が行われた。

次いで、申請者が本論文において展開するイギリス国籍法制の「帝国」的特徴という論点について、日本における同法制との比較のあり方についての議論がなされた。すなわち、イギリスのように旧植民地の人民について、いわば過剰包摂的に国籍法上の地位を与えてさしあたり国民としての法的地位を付与するという方途とは様相を異にするが、サンフランシスコ講和条約発効時に法務府民事局長通達によって朝鮮半島や台湾の出身者といった旧植民地人民の日本国籍を、いわば過少包摂的に剥奪して今日に至っている日本の国籍法制についても、「帝国」的特徴という要素が見られるのではないかという点が議論された。この点については、日英両国の対応が極めて対照的なものであること、植民地を保有した諸国における国籍法制のありように「帝国」的特徴がいかなる形で現れるのかについて、比較法的考察が必要であること等が質疑を経る中で結論とされた。

### (2) 総合的評価

はじめに、本論文の位置づけについて述べる。本論文は第2次大戦後から現在に至るイギリス国籍法及び出入国管理法制の展開を、立法史の背景となる事実を正確に踏まえながら、丹念に跡付けた論考であり、わが国には先行研究がほとんどなく、新たな領域を切り開く業績である。この点で憲法上の国籍概念および出入国管理法制に関し、わが国に新たな知見をもたらすものであるとあってよい。近年、先述したように憲法上の国籍概念に対する関心が高まり、国籍概念、国籍法制に関する比較憲法あるいは比較憲法史の観点からの基礎的研究の必要が説かれており、若手の研究者を中心に実証的研究が始められてきているところである。本論文は学界のそのような要請に応え、帝国の残滓を引きずるイギリス国籍法制の動態を分析することにより、国家と国籍保有者の関係が多様でありうることを示し、国民と外国人の二分法を当然視してきた日本の憲法学に反省をせまるものとなっている。敗戦により帝國的構造を一挙に精算したわが国の憲法学に対して、イギリスの国籍法研究から直接の示唆を引き出すことは困難であるかも知れないが、国家と個人のつながりの多様性を実証的に提示することの学問的、理論的意義は高く評価されるべきである。本論文は結論において、「国籍の有無のみによる人権の享有主体性における単純な二元論より離れるべきである。」と主張するが、この主張自体の斬新さよりも、主張の根拠となる事実の提示に成功したことを積極的に評価すべきである。

また、本稿はイギリスの帝國的構造の解体の法的に重要な一場面を分析した業績でもあるから、憲法学以外の領域においても、イギリス法研究あるいはイギリス研究にとって参照されるべき業績であると思われる。

つぎに、研究の手法について論じる。本論文は、イギリス国籍法を扱った多数の著書・論文を精査するだけでなく、立法時における議会資料を直接読み込んで検討し、立法の経緯と運用実態について等の社会的事実についても当時の報道や統計資料等に当たって確認をしたうえで、慎重に書き進められている。これらは実証的研究にとって当然踏むべき手順であるが、本論文はその手順を丁寧にたどってイギリス法制の展開を

跡づけており、論文の信頼性を高めているとともに、申請者の研究者としての技量と能力の確かさを示している。

論文は、イギリス国籍法と出入国管理法の展開を、それをもたらした社会的事実を確認した上で跡づけるという一貫した観点で構成されており、文章表現も簡潔でこなれている。参照した種々の資料に寄りかかって論述しているのではなく、扱った素材を完全に自分のものとして処理し、表現することに成功している。論文で検討対象とされたイギリスの国籍法制、出入国管理法は、幾度となく改定され、錯綜し難解であり、それらを動態として理解し分析するにはイギリスの海外領土、植民地、保護領等の置かれた状況を理解する必要がある。申請者は、この複雑な対象を簡潔な文体で手際よくまとめ上げており、これは鮮明な問題意識を持って、一貫した方法で分析を重ねた結果であると評価できる。

最後に、今後の課題ともなるべき点を2、3指摘したい。まず、本論文は、1981年国籍法をもって、それ以前の錯綜した国籍法制と出入国管理法をまとめあげ「現代化」したものと評価している。ここでいう「現代化」とは何か、問われるべきである。この点は口頭試問においても問題となったところであるが、申請者は「現代化」という用語に特に意味を持たせていない。しかし、国籍法制の展開を帝国であった責任の精算のプロセスとして捉えるならば、ここでの「現代化」は一定の概念内容を持ちえたのではないだろうか。この点を深めることができれば、本論文に比較憲法史としての一層の理論的深まりないし展望を与えることができたであろうと思われる。

また、本論文は、日本の憲法学に対する示唆として、人権の享有主体性論にこだわりを持ちすぎているように思われる。人権の享有主体性にかかわる議論は、憲法解釈論上の議論であるが、成文憲法典をもたないイギリス法の実証研究に日本の憲法解釈論への直接の示唆を求めることは難しい。イギリスにおける人権の問題状況を客観的に提示すること自体に、日本の人権状況に対する問題提起があるのであって、それを憲法解釈論上の問題に直結させることは、本稿の意義をかえって損なうものとなる恐れがある。もっとも、口頭試問において申請者は、今後の課題がイギリスにおける市民権概念の分析にあるとしており、解釈論の実益を求めるのではなく、よりスケールの大きな原理論的な考察をめざしているようであるから、この問題も速やかに是正されるものと解される。

今日の西欧世界を見渡すと、一方で、西欧世界内部での国境の融解が語られると同時に、他方で非西欧世界に対する国境の強化が進行している。こうした状況であるからこそ、国境とは何か、国籍とは何かを問い続けることを、申請者には期待したい。

### (3) 結論

以上、口頭試問による審査を踏まえ、3人の審査委員は全員一致で、本件学位申請論文が、「研究者として期待される独創的な研究成果を含むと評価できる論文」（法学研究科内規）であること、申請者宮内紀子氏が、学位規定にあるとおり、「研究者として自律して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有すること」を確認した。本論文が博士学位申請論文としての水準を十分に超える研究業績であると結論し、ここに報告する次第である。